議案第１３号

長与町行政財産使用料条例

上記議案を提出します。

令和８年３月３日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料に関し、必要な事項を定めるもの。

長与町行政財産使用料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料について必要な事項を定めるものとする。

（使用料の納付）

第２条　法第２３８条の４第７項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額等）

第３条　前条の使用料の額は、別表第１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、長与町道路占用料徴収条例（昭和３７年条例第６号）別表に掲げる施設等に係る使用料については、同表の例により算定した額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、喫茶店、売店等の使用に係る使用料の額は、１月当たり、売上金額の１００分の５に町長が別に定める率を乗じて得た額とする。

４　前３項の規定にかかわらず、別表第２に規定する使用に係る使用料の額は、同表に掲げる額とする。

５　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、前各項の規定により算出した額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

（使用料の納入）

第４条　使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、使用の許可の期間が当該使用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を町長が別に定める期日までに納入させるものとする。

３　町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を延納させ、又は分納させることができる。

（費用の負担）

第５条　使用者が使用した光熱水費その他の経費については、使用する者の負担とすることができる。

（使用料の減免）

第６条　他の地方公共団体若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用若しくは公益事業の用に使用するとき、又は町長が特別の理由があると認めるときは、町長は、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第７条　既納の使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、

その全部又は一部を返還することができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

別表第１（第３条第１項関係）

区分	単位	使用料
土地	年額	1 平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（５／１００） ただし、２階建て以上の建物の使用を許可しようとするときの土地の使用料は，次の算式により計算した額とする。 １平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（５／１００）×当該建物の建て面積／当該建物の延べ面積
建物	年額	1 平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×（７／１００）

別表第２（第３条第４項関係）

区分		単位	使用料の額
複合施設「ホンテラッセ長与」条例（令和８年条例第　　号）第１条に規定する複合施設	プラザ	１日・１区画	３，３００円
	コモンラウンジ	１時間	１，１００円
	マエニワ	１日・１区画	３，３００円
	駐車場	１日・１台分	１，１００円
その他法第２３８条の４第７項の規定による許可に基づく使用による場合			町長が別に定める額

備考

１　上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

２　コモンラウンジの使用について、その使用が営利を目的とする場合には、この表による使用料に１００分の２００を乗じて得た額とする。

３　プラザ及びマエニワの１区画とは、町長が指定する２メートル四方の区画（マエニワをキッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合にあっては、町長が別に定める区画）をいう。